

令和6年度 沖縄市中学生海外短期ホームステイ派遣事業 業務委託概要仕様書

第1章 名称

令和6年度 沖縄市中学生海外短期ホームステイ派遣事業

第2章 委託期間

契約締結の日から令和6年11月29日まで

第3章 業務について

1. 業務の目的

国際化の進展に伴い、広い視野をもち、異なる文化をもった人々とともに協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められており、沖縄県においては「沖縄21世紀ビジョン」の具現化の一つとして、「英語立県沖縄」を推進している。

沖縄市は「国際文化観光都市」を宣言して、中部地域を含む沖縄県の観光基地として、人びとの交流の街、国際間の学術・文化交流の街、さらにスポーツの交流を基調としたまちづくりを目指しており、それを担う次代の人材育成に取り組んでいるところである。

そこで、生徒の語学への興味関心や学びの意欲をさらに喚起し、異文化理解や国際理解を更に深めることを目的として中学生対象に行われる海外短期ホームステイ派遣事業を安全・円滑に実施できるよう受注型企画旅行を委託する

2. 業務の内容

10月の秋季休業期間中を含む15日間で、オーストラリア連邦に対象派遣生徒（11名）及び引率者（2名）の計13名を派遣する。（保護者説明会、事前・事後研修、現地目的地、日程、移動手段、宿泊、旅程、旅程の安全管理、旅行の企画提案、その他本事業受注に必要な事項等）

第4章 仕様について

1. 目的地

オーストラリア連邦

旅程企画は、最低限、以下の内容を含めたものとし、それ以外の提案については、独自提案とする。

- (1) 現地オーストラリア連邦において、現地校での英語語学研修とともに、外国・異文化の国の方とコミュニケーションをとる手法の実践の場を提供する。
- (2) 地域の方々と交流し、外国文化への理解や日本・沖縄の文化や歴史を紹介する等、相互理解を深める。
- (3) その他、派遣生徒に異文化体験・外国生活体験に資する独自プログラム等を実施する。

2. 日程

保護者説明会：令和6年8月2日（金）

事前研修：8月～9月の出発前に2～3回程度

（予定日時：令和6年8月15日（木）・9月13日（金）・9月20日（金））

派遣期間：令和6年10月5日（土）から令和6年10月19日（土）の15日間

事後研修：帰国後、9月～10月中に2～3回程度

（予定日時：令和6年10月25日（金）・10月27日（日））

3. 参加人数（予定）

- (1) 13名

内訳：沖縄市内中学生11名

引率者2名

4. 移動手段

- (1) 那覇空港を起点として集合及び解散する。
- (2) 近年の国際情勢等を鑑み、使用する航空会社や交通機関、派遣に関する補償保険等には最大限考慮し、信頼と実績のあるものを選定すること。
- (3) 天災や特別な理由により航空便等の状況で止むを得ず派遣予定の期間内から日程がずれる場合は、事前に調整すること。※搭乗者は必ず同一便とする。
- (4) 現地オーストラリア連邦において、引率者の宿泊先から現地校等の移動手段及び費用をサポートすること。※ただし移動距離が短い場合は徒歩も可とする。

5. 宿泊施設の条件

- (1) 派遣生徒はホームステイ方式（ホストファミリーと日常生活を行う形式）にて対応する。
- (2) ホームステイ先はブルーカードの登録を受けているなど、安全・安心な、環境面に配慮されたものとする。
- (3) ホストファミリーとの会話の機会を多く持てるよう派遣生徒は2名1組を基本とする。2名1組で全員配置できない場合は3名1組とする。
- (4) 引率者の宿泊先は主にホテルなど安全・安心な環境面に配慮された宿泊先とし、緊急時等なるべく早く対応可能な場所とする。

6. 食事に関して

- (1) 派遣生徒は主にホームステイ方式（ホストファミリーと日常生活を行う形式）などの手法にて対応する。
- (2) 引率者においても派遣期間中の食事（朝・昼・夕）を提供する。

7. 旅程の安全管理

- (1) 派遣前に、派遣生徒及び保護者に対して説明会を実施し、ホームステイの心得やパスポート・ビザ取得・保険加入など旅行に際し必要な事項について、説明及びサポートを行う。
- (2) 参加者には団体旅行保険等を掛け、特約及び内容を明記すること。
- (3) 実施業者は、派遣生徒や引率者の安全対策等のため、現地情報を収集して早急に対応できるような実施体制等を設け、安全管理について十分に対応すること。
- (4) 業務連絡や緊急時の連絡を引率者が沖縄市教育委員会に行えるよう通信機器（携帯電話及びWi-Fi等）や手段を提供する。
- (5) ホームステイ受け入れ側には、飲酒や喫煙、未成年者及び国法で許されない事由について、派遣生徒に勧めないよう十分配慮した行動を求めること。
- (6) 傷病者が発生した場合を想定し、延泊・帰沖を含む、交通手段・宿泊施設の確保を想定すること。
- (7) 傷病者対応による追加料金は、事前契約に含めることが出来ないため、事案発生時に受託者と本市にて協議すること。

8. 旅行の企画提案

- (1) 本仕様書の内容を最大限発揮できる企画提案をすること。
- (2) 日程には、日時を含め時系列を記載して提案をすること。

9. 支払い方法

- (1) 委託費の支払い方法は、受託者の正当な請求書の提出日から30日以内に支払う。

10. 再委託の禁止

受託者は、委託業務の処理を第三者等に委託、又は請け負わせないこと。ただし、書面により本市の承諾を得たときは、この限りでない。

11. その他

本委託契約において、この仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合は、本市と協議のうえ処理すること。

第5章 見積書について

見積書は派遣生徒と引率者に分け、一人当たりの費用内訳（事前事後研修費、現地研修費、諸経費、航空賃、宿泊代、食事代、保険料等）を表示したうえで合計総額表示にすること。

※空港税、出国税、空港保険料、燃油特別付加運賃等を含む。